

別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先21~25

提供先21	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項92
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度

提供先22	市区町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項94
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度
提供先23	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項106
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度

提供先24	都道府県知事又は市区町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項110
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度
提供先25	厚生労働大臣
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項114
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度

提供先26～30	
提供先26	都道府県知事
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項120
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度